

観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）についての意見募集結果

令和6年7月12日

観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、26人、9団体から、延べ81件のご意見が寄せられました。ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>たった約8億円程度の予算で、車椅子などの身体障害者が利用可能な、エレベーターが何基設置可能なのか、試算出しているのか？</p> <p>道政の長年の怠慢に因り、特急停車駅でさえも、エレベーターの未設置駅が多く残っている。赤字運営のJR北海道に丸投げした状態では、駅のユニバーサル化など永久に進まない。</p> <p>人材・育成の確保5億円、と、移動利便性の向上7億円は、無駄な予算であるから、JR駅へのエレベーター設置の費用に、20億円全部を投入すべきである。</p>	<p>新税による具体的な施策のイメージは、想定している施策の方向性としてお示しをし、その規模感は、他自治体における事業などを考慮し、道の規模に置き換えて算出しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道民による道内旅行の比率も大きいことから、道内在住者には、宿泊税を免除する大前提が必要である。</p> <p>同じ県内の旅行について、宿泊税を免除する例は、福岡県などで適用されている。</p> <p>ガイドブックにも乗らない、道内のマイナーな観光地は、道民でなければ知らないところも多く、道央や道南から、道北や道東への道内旅行、又はその逆も、持続可能な安定需要である。1泊2日、2泊3日、程度の小旅行の比率も大きい。不安定要素の大きい、インバウンドの数倍のシェアを占める、国内需要と道内需要を、萎縮させる、本末転倒した政策は避けるべきである。</p>	<p>このたびお示しした制度としては、税の原則のひとつである「公平性」の観点から、居住地にかかわらず宿泊行為に対して等しく課税させていただく考えです。</p> <p>新税を導入した際には、道民の方々にもその効果を実感していただけるような施策を検討していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>税金をどのように使ったか、分かりやすく公開して欲しい。また、その使われ方について、意見を出せるような仕組みを作っていただく必要がある。使い道次第で税金自体の必要性が判断されていくものと考える。</p>	<p>「新税の推進方策」において、「税収や用途について毎年度適切に情報公開を行う」こと、「市町村や事業者等と継続的な意見交換を行っていく」ことを検討の視点として掲げているところであり、いただいたご意見につきましても、道の考え方に反映させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

<p>税の使用目的が北海道旅行のリピーターに繋がるインフラ整備も含まれると思うので、主に外国人や道外からの観光者への課税とし、道民及び観光以外の目的は非課税対象とした方が良いのではと考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度としては、税の原則のひとつである「公平性」の観点から、居住地にかかわらず宿泊行為に対して等しく課税させていただく考えです。</p> <p>また、宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上などといった施策の効果は一定程度の受益があることから、宿泊の目的に関わらず、ご負担をいただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>システムの制限もあり、新税の枠組みを段階的ではなく一律定額（例：大人1人 xx 円、1部屋 xx 円）に見直していただけますと非常に助かります。そして、徴収事務を最も簡単なやり方でご検討お願いいたします。</p>	<p>このたびお示しした制度としては、懇談会でのご議論や市町村、宿泊事業者の皆様からのご意見などを踏まえ、宿泊価格への上昇への対応や、負担能力に応じた段階的定額制による税率設定としています。</p> <p>なお、新税の導入に際し、必要となるシステム改修については、一定の支援を行う予定としています。</p>	E
<p>倶知安町では既に「宿泊税」の徴収がありまして、他にわかりやすい名称にもご検討お願いいたします。</p>	<p>市町村が導入する宿泊税との整合を含め、納税いただく皆様にとってのわかりやすさの観点から、名称を宿泊税とさせていただきます。</p>	E
<p>新税を活用した施策として、アドベンチャートラベルの推進等を計画しており、魚釣りや海水浴、サーフィン、ジェットスキー、ミニボート等の体験型海洋レジャーを目的とした観光客の増加が見込まれるが、海洋知識や経験の不足による海浜事故や船舶事故の増加、海上でのルールやマナー、漁具・漁法など漁業に関する認識不足による漁業者や船舶関係者とのトラブルが懸念される。</p> <p>また、海難事故の対応は、海上保安部署などからの要請を受けて、全道各地に所在する「救難所」の所員が本業を休止するなどして捜索・救助活動を行っているが、救難所は地方交付税が措置されている消防団と異なり、漁業者の相互扶助の精神に基づくボランティア団体であり、レジャー型海難事故の増加は、運営費の圧迫や、所員の時間と労力負担増大になることが予見される。</p> <p>そのため、新税の施策には、海難防止やトラブル回避のための対策事業や、捜索・救助活動を行う救難所の支援ができる取扱いとすべきです。</p>	<p>観光振興を目的とした新税による施策・使途として、「②資源を活かした観光の推進」の例としてアドベンチャートラベルの推進や、「⑦危機対応力の強化」として、サポート体制の強化などを検討しており、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C

<p>新税による施策として、アドベンチャートラベルの推進等を計画しているので、魚釣りや、ミニボート、ジェットスキー等の海洋レジャーを目的とした観光客の増加が見込まれることから、海難事故や漁業者等とのトラブルの増加が予想される。</p> <p>また、海難事故の対応は、海保など関係機関からの出動要請を受けて、現場周辺を管轄する「水難救難所」の所員が主体となり、捜索・救助活動を行っている。</p> <p>救難所は非常勤地方公務員として身分が保障されている消防団と異なり、漁業者の相互扶助の精神に基づくボランティア団体であり、海洋レジャー型海難事故の増加は救難所の経費や労力負担が増大することになる。</p> <p>そのため、新税の施策には、「危機対応力の強化」として、海難防止やトラブル回避のための対策事業や救難所の支援ができる取扱いとして頂きたい。</p>	<p>観光振興を目的とした新税による施策・使途として、「②資源を活かした観光の推進」の例としてアドベンチャートラベルの推進や、「⑦危機対応力の強化」として、サポート体制の強化などを検討しており、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>新税の枠組みとして、非課税事項は「修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者」とされており、いわゆる「教育旅行を除き免税点を設けない」としている。</p> <p>しかし、少年団、社会教育団体等や各種の練習、試合、研修事業等での宿泊は、北海道立体験活動支援施設「ネイパル」を専ら利用しており、施設利用者の負担軽減を図っている各種団体等は多くあると推察されます。観光を振興するとの主目的のための「税導入」であるとしながら、その主体としての北海道が、自らが設置した生涯学習推進のための社会教育施設「ネイパル」を「スポーツ大会・合宿で利用する者」にまで免税点を設けないとは、その活動自体を阻害しかねず如何なものか？</p> <p>いささか疑問に思うと同時に不信感を抱かざるを得ません。</p> <p>この際、北海道立体験活動支援施設「ネイパル」を、この宿泊税導入対象としないことが妥当であると考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D

<p>新税の枠組みとしては、教育旅行を除いては免税点を設けないこととしている。</p> <p>社会教育団体や少年団等の運営は、少子化の中でいづれの団体も運営に苦慮しているところであるが、研修事業、練習等や試合等の際には道立の青少年教育施設（ネイパル）を活用するなどして負担軽減を図っている団体が多い。</p> <p>観光を振興する目的であるこの税の枠組みには、教育旅行がなじまないことは当然であり、評価できますが、この考え方で除外したとすれば、道立の「研修」施設であるネイパルは、その利用自体がもっぱら研修であることから、この税の対象とはならないと考えます。</p> <p>また、利用料金が小学生で1泊600円程度の施設で100円の税はその比率も高すぎ、団体の負担も大きくなり、その活動自体を阻害しかねません。こうしたことから、道立青少年教育施設（ネイパル）を、この税導入対象としないことが妥当と考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>当法人は、北海道立体験活動支援施設ネイパル森の指定管理者として、意見を述べます。</p> <p>新税の枠組みとして、非課税事項は「修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者」とされており、いわゆる「教育旅行を除き免税点を設けない」こととしている。</p> <p>しかしながら、社会教育団体等、少年団や各種の練習、試合、研修事業等での宿泊は、専らネイパルを利用しておりますので、その利用者から宿泊税を徴収するという事になれば、利用料金が1泊で小・中学生で600円、高校生で900円、引率者では2,100円にそれぞれ100円の税が加算されることから、その比率は高すぎて団体等の負担も大きくなり、その活動自体を阻害しかねません。</p> <p>観光を振興するとの主目的のための「税導入」であるとしながら、自らが設置した社会教育施設ネイパルを「スポーツ大会・合宿で利用する者」にまで免税点を設けないとは如何なものか？利用者の視点に立っていささか疑問に思うと同時に不信感を抱かざるを得ません。</p> <p>よって、北海道立体験活動支援施設ネイパルをこの宿泊税導入対象としないことが妥当であると考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>

D

D

<p>新税の考え方についてを拝見しました。</p> <p>私も子供の頃に道立青少年施設を利用し、子供が生まれてからもネイパルで行われている事業に親子で参加をして、自然体験や様々な学びはとても良い経験でした。しかもそれらの体験を低料金で受けられ、とても嬉しく思いますし、素晴らしい施設だと感じています。</p> <p>しかし、今回の新税では、そのような社会教育施設を利用する場合も宿泊税がかかると知り正直理解が出来ません。青少年施設は教育施設で、ただ観光したい人が泊まる場所ではありません。次代を担う子供達のための研修施設に税金がかかるというのはいかがなものでしょうか？</p> <p>しかも2万円未満100円となると、全道宿泊のほぼ9割が該当、はなから税金をあてにした観光振興施策で、自助努力が認められないように感じます。</p> <p>年々子供の数が減り、地域の教育施設も停滞している今だからこそ、道立の青少年施設・教育施設は充実を図るべきとおもいます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>宿泊税の導入そのものに反対。</p> <p>地方の住民は所用のためやむなく道内泊をされており、実質的な地方道民狙い撃ちの課税にほかならない。</p> <p>観光と関係ない生活利用者である地方の道民が観光振興のために税負担を強いられることが理解不能。</p> <p>道庁がこんなことを平気な顔をしてするから地方の人口流出が止まらないのではないのか。最低でも生活利用者が最繁忙期でも負担せざるを得ない価格帯である2万円以下は免税にすべきである。</p>	<p>このたびお示しした制度としては、税の原則のひとつである「公平性」の観点から、居住地にかかわらず宿泊行為に対して等しく課税させていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>目的や用途が曖昧。</p> <p>安易に税を取るための結論の正当化にしか見えない。既に宿泊税を課している他地域に比べ北海道の観光では財源以前に人の所為に起因する不便が非常に多い。</p> <p>それを改善せずただでさえあちこちで無用な混乱を起こしているのに市町村も含めれば全国最高水準の税額を宿泊税として課し宿泊施設に徴収させることは、宿泊施設のスタッフが無用な批判にさらされる可能性がある。</p> <p>カスハラ条例とか考える前に道職員が自ら非難を浴びて徴収し自分たちの政策の甘さを顧みるべきではないのか。</p> <p>自然と税の高さだけ一流、関係者の意識は五流なんて地域にすべきではない。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p>新税による具体的な施策のイメージは、現段階で想定している施策の方向性としてお示ししたものですが、いただいたご意見につきましては、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C

<p>宿泊税の導入に反対します。 増税で需要が増えるなど聞いた事はありません。 消費増税で消費が増えますか？自動車増税で自動車販売台数が増えますか？宿泊税で観光客は増えるのですか？ 観光振興したいなら(観光需要を増やしたいなら)増税は悪手中の悪手です。 また、宿泊業者にとっては、本来得られる利益から抜かれた事になるので、確実に業績悪化に寄与します。 観光振興したいのに、要の宿泊業者の業績を悪化させてどうするのでしょうか？ また、増税されたら新たな投資も減ります。投資が減るという事は、街が衰退する事を意味します。それで良いのですか？ 観光振興したいのなら、観光事業者向けに固定資産税などの地方税を減税して、投資を呼び込み発展させる事が一番ではないのですか？ 例えば、北広島市は、減税措置で新球場投資を呼び込み、観光客が大幅に増えました。 民間投資を呼び込み良いものが出来れば、自然に観光客は増えます。 また、宿泊という行為には既に消費税がかかっています。宿泊行為に消費税に加え宿泊税をかけるのは、二重課税です。 「みんなやってるから」という理屈が、法理論の上位に来るべきではありません。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p>
<p>新税の枠組みとしては、教育旅行を除いては免税点を設けないこととしている。 社会教育団体や少年団等の運営は、少子化の中でいずれの団体も運営に苦慮しているところであるが、研修事業、練習等や試合等の際には道立の青少年教育施設（ネイパル）を活用するなどして負担軽減を図っている団体が多い。 観光を振興する目的であるこの税の枠組みには、教育旅行がなじまないことは当然であり、評価できませんが、この考え方で除外したとすれば、道立の「研修」施設であるネイパルは、その利用自体がもっぱら研修であることから、この税の対象とはならないと考えます。 また、利用料金が小学生で1泊450円程度の施設で100円の税はその比率も高すぎ、団体の負担も大きくなり、その活動自体を阻害しかねません。 こうしたことから、道立青少年教育施設（ネイパル）を、この税導入対象としないことが妥当と考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。 また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。 いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>

E

D

<p>今回のこのようなパブリックコメント募集は良き事と思います。では早速。</p> <p>宿泊税の導入は、宿泊施設が本来値上げ可能な分を、行政が阻害するという構図です。</p> <p>宿泊施設自体の値上げなら、施設のメンテナンスやサービスの向上、社員の給与などに使われることは想像に難くありません。その結果宿泊者数の向上や客単価の向上があれば、結果的に税収の向上に繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>もし全国各地でこのような税が導入されれば、地元の方々を含め旅行や宿泊そのものに課税されることになり、北海道のみならず各地の行政機関の方々が思うような「インバウンドで海外からの客に負担してもらおう」が的外れなものとなります。</p> <p>私が住んでいる宮城県においても宿泊税の導入が検討されていますが、全国的にも有名な鳴子温泉、遠刈田温泉や、仙台市内の秋保、作並温泉などから「客足に影響が出る」と反対意見が提出されています。  <a href="https://news.yahoo.co.jp/articles/93ab4259f7010bdacf73513161f18853b29416c7">https://news.yahoo.co.jp/articles/93ab4259f7010bdacf73513161f18853b29416c7</a></p> <p>一方、総務省にて国民負担率が公表されています。  <a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/fut-anritsu/20230221.html">https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/fut-anritsu/20230221.html</a></p> <p>見通しは例年低く見積もられていますので、令和5年度の46.8%は今後も観察するとして…</p> <p>実際には令和4年度の実績見込みである47.5%が現状に近いことと思います。</p> <p>最近の事例としては、税と名がついていなくても普段庶民が必要とする電気料金から徴収されているエネルギー賦課金が増額される予定です。</p> <p>これ程の税金(国民負担)は、宿泊施設利用者のみならず、ホテル旅館など宿泊を生業とする方々にもかかっています。</p> <p>納税者たる庶民のこの様な現状を把握した上で宿泊税の導入をお考えですか？</p> <p>一納税者としてはありえません。税の納入先が違うから…という言い訳をよく耳にしますが、庶民一人一人の財布からこれ程の(率の)税や賦課金が徴収されている…という認識を持って下さい。</p> <p>以上、ご検討のほど宜しく申し上げます。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開(観光振興)を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p>
--	--

E

<p>新税の枠組みとしては、教育旅行を除いては免税点を設けないこととしている。</p> <p>社会教育団体や少年団等の運営は、少子化の中でいづれの団体も運営に苦慮しているところであるが、研修事業、練習等や試合等の際には道立の青少年教育施設（ネイパル）を活用するなどして負担軽減を図っている団体が多い。</p> <p>観光を振興する目的であるこの税の枠組みには、教育旅行がなじまないことは当然であり、評価できますが、この考え方で除外したとすれば、道立の「研修」施設であるネイパルは、その利用自体がもっぱら研修であることから、この税の対象とはならないと考えます。</p> <p>また、利用料金が小学生で1泊450円程度の施設で100円の税はその比率も高すぎ、団体の負担も大きくなり、その活動自体を阻害しかねません。</p> <p>こうしたことから、道立青少年教育施設（ネイパル）を、この税導入対象としないことが妥当と考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>【連泊時の取扱について】</b></p> <p>同じ宿泊施設に連泊する場合、連泊割引を適用するケースがあります。例えば「2泊した場合500円を割り引く」とした場合、その500円の割引をどのように宿泊税の算定に反映するのが明確ではありません。</p> <p>適用方法によっては税額が変動しかねませんので、しっかりと明示していただきたいです。</p> <p>例) 1泊目が15000円、2泊目が20000円、連泊割引が500円の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連泊割引を1泊目に適用する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>1泊目（14500円）の宿泊税は100円</li> <li>2泊目（20000円）の宿泊税は200円</li> </ul> </li> <li>・ 連泊割引を2泊目に適用する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>1泊目（15000円）の宿泊税は100円</li> <li>2泊目（19500円）の宿泊税は100円</li> </ul> </li> <li>・ 連泊割引額を泊数で除し、1泊目・2泊目からそれぞれ250円を差し引く場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>1泊目（14750円）の宿泊税は100円</li> <li>2泊目（19750円）の宿泊税は100円</li> </ul> </li> </ul>	<p>検討中の制度としては、一人一泊あたりの宿泊料金に応じて定められた税率をご負担いただく考えです。</p> <p>徴収事務に係る詳細な事項については、新税の導入に向け、今後、検討を具体化していく考えであり、いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>

D

C



<p><b>【総額表示の実施について】</b></p> <p>インターネット上において、複数の予約サイトを横断検索し、各宿泊施設の各サイトでの宿泊料金を一覧表示して比較できるサイトが多数存在します。</p> <p>これらのサイトでは、宿泊料金でソートして最安値を確認するとも言えます。</p> <p>その金額に宿泊税を含み、「総額表示」とすることを要請します。これは全サイト・全施設対象とすることが必要です。</p> <p>昨今の物価高や宿泊料金の高騰を受け、1円単位での比較検討も必要な事態となっています。その中で「宿泊税を含む金額」と「宿泊税を含まない金額」（最小でも100円の差が生じる）が混在しているのは比較の妨げとなります。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の徴収事務に関する検討の参考とさせていただきます。</p>	F
<p><b>【事前決済時の宿泊税の取扱について】</b></p> <p>インターネット上の予約サイトや旅行代理店等では、予約時など宿泊施設を訪れる前に宿泊料金を決済する事が多々あります。</p> <p>その際に、宿泊税を含んだ金額で決済することを要請します。事前に宿泊料金を決済しているにもかかわらず、チェックイン時に請求されると迷惑ですし、すぐに決済できないことも考えられます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の徴収事務に関する検討の参考とさせていただきます。</p>	F
<p><b>【交通手段等とセットとなっている宿泊プランにおける宿泊税額について】</b></p> <p>インターネット上の予約サイトや旅行代理店等では、宿泊と交通手段（JR・航空券・高速バスなど）などを組み合わせた宿泊プランを設定していることがあります。</p> <p>この場合、プランとしての総額は明示されますが、課税基準となる「1人1泊あたりの宿泊料金」は基本的に明示されません。</p> <p>私自身、すでに宿泊税が導入されている東京都内にこの交通機関とのセットプランで旅行することがあります。東京都の場合、宿泊料金が1万円未満であれば非課税となっていますが、交通機関とのセットプランは1泊でも確実に1万円を超えます。その際に追加で宿泊税の請求があるか否か問い合わせをかける必要があります。</p> <p>よって、交通手段等とセットとなっている宿泊プランにおける宿泊税額について、</p> <p>(1) そのプランの料金とは別にかかるのか、それともその料金に含まれているのか</p> <p>(2) そのプランの料金とは別にかかる場合、その金額はいくらなのか</p> <p>を明示することを要請します。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の徴収事務に関する検討の参考とさせていただきます。</p>	F

<p><b>【市町村宿泊税との関係性について】</b></p> <p>先行事例の1つである福岡県では、県の宿泊税とは別に、各市町村で宿泊税を制定している事例があります（ここでは「市町村宿泊税」と呼称します）。このとき、福岡県では以下の対応を取っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村宿泊税を制定していない市町村：200円</li> <li>・ 北九州市：県の宿泊税を50円とし、北九州市の宿泊税150円と合算した際に、他の市町村と同額の200円となるようにしている</li> <li>・ 福岡市：県の宿泊税を50円とし、宿泊料金が2万円未満の場合は、福岡市の宿泊税150円と合算した際に、他の市町村と同額の200円となるようにしている</li> <li>・ 福岡市・北九州市を除く市町村宿泊税を制定している市町村：県の宿泊税を100円としている（今後新規に制定する場合を含む）</li> </ul> <p>このように、市町村宿泊税を制定している市町村については、県の宿泊税を減額して、市町村宿泊税と合算した合計の宿泊税額を低く抑えています。</p> <p>一方で、道の案にはこのような市町村宿泊税を制定している市町村にかかる減額措置が執られていません。函館市が示している税額案を考慮すると、他市町村の倍額になってしまい、近隣市町村への流出、宿泊離れが生じかねません。</p> <p>先に挙げた福岡県の事例のように、市町村宿泊税を制定している市町村については、道の宿泊税を減額することを強く要請します。</p>	<p>広大な北海道においては、観光の課題や特性は地域毎に多様であり、観光振興を目的とした新税の制度としては、基礎自治体（市町村）及び広域自治体（北海道）それぞれに認められている課税自主権に基づいて、行政需要に応じた税率を設定することが適当であると考えております。</p>	E
<p>・ 税率について</p> <p>宿泊施設を運営していますが、一人3,000円から時期により6,000円です。</p> <p>現在の新税の考え方の2万円未満100円ですと、一人当たり宿泊料の負担があまりに大きいです。</p> <p>一人あたり1泊1万円未満は非課税とするなど、低額の場合非課税とすべきではないでしょうか。</p>	<p>宿泊施設の入受機能の強化、高度化や移動利便性の向上などの施策効果は、宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の受益があることから免税点は設けず、広くご負担をいただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>・ 使途について</p> <p>市町村が実施するなら理解できますが、道が二重課税するのであれば、より使途の明確化が求められます。具体的には徴税される宿泊者が受益できるよう、受入体制整備の充実に使途を限定するべきです。観光プロモーションや旅行割のための基金積み立てなどに用いるのは税の無駄遣いになりかねず反対です。</p>	<p>新税による施策・使途については、現時点で想定している使途の方向性であり、施策の実施にあたっては、市町村との役割分担のもと、効果が高められるよう、連携を図っていく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C

<p>・非課税事項について</p> <p>本項目について、検討の視点において教育旅行については課税免除とする方向になっていますが、これは当然の扱いとして、北海道が設立し運営している青少年体験活動支援施設（ネイパル、北海道による指定管理団体が運営）についても利用者の多くが、小・中・高校生 of 自然体験を主とした研修目的の学校教育活動の利用であり、利用者が道民であっても納税者ではないので、ぜひ、非課税対象施設としての扱いが必要かと考えます。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>1. ビジネス目的のお客様に配慮して頂くために、宿泊代 8,000 円以下は非課税。</p> <p>2. スポーツ大会・合宿の利用者は、修学旅行を非課税とすることと同等に扱って頂きたい。</p> <p>どちらも認められませんでした。担当課長様から私宛にお電話を頂きましたが、理由は「税の公平性」とのことでした。</p> <p>5月14日に開催されました。地域説明会でも以下の疑問点がございます。</p> <p>新税の考え方（懇談会議論のまとめ）【1-4. 目的税の法的な意義】の中で、</p> <p>【観光施策という「特定の政策目的」と負担の関係から逸脱しないように、集団を特定する（＝宿泊を伴う旅行者）】と定義されております。</p> <p>「ビジネス目的の宿泊者、並びに、スポーツ大会・合宿の利用者」は旅行者ではありません。全ての宿泊者に観光振興税を徴収することは、【観光振興を目的とする宿泊税を公平に負担する仕組み】からは逸脱しており、北海道庁が唱える「税の公平性」を自ら否定しております。</p>	<p>このたびお示しした制度としては、税の原則のひとつである「公平性」の観点から、宿泊行為に対して等しく課税させていただく考えです。</p> <p>また、修学旅行その他学校行事については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>

D

D

<p>【3-2. 非課税事項について】では、意見として「教育旅行は、税込の旅行金額総額により旅行先が選定されてしまうので、少しでも安い方が誘致策として効果的ではないか。」とあります。上記の意見は、スポーツ合宿にも当てはめられます。スポーツ合宿は、北海道内だけではなく、他府県との競合になり、毎年の合宿先を選定します。なぜ、修学旅行等のみ課税免除なのでしょう。主な修学旅行の受け入れ先は、大規模観光温泉旅館様になります。観光振興税に賛成している大規模観光温泉旅館様の意見のみを取り入れ、宿泊料金による免税店を設けないことは、明らかにおかしい政策と思います。現実に、東京都は10,000円未満を免税としております。税の公平性をどのように説明されるのでしょうか。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、スポーツ大会・合宿に対する支援策の検討を含め、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>1. 北海道の地域性を全く考えていない。 北海道の宿泊施設は、観光を目的とする大規模観光温泉旅館だけではありません。広い北海道です。観光客を相手にしている施設もあれば、ビジネス客を相手にしている施設もあります。北海道の宿泊施設を一律に扱わないで頂きたい。「観光振興を目的とした新税」は、観光を目的としない宿泊客から徴収する不公平な税です。</p> <p>3月に、苫小牧の業界団体加盟14施設に、宿泊目的調査を行いました。正確性を期すために、それぞれの宿泊施設の支配人にお話しし、季節ごとの数字をまとめてもらい集計しました。苫小牧における年間の観光客の比率は12%、ビジネス客は70%、それ以外の大会・合宿を含めた所帯は、18%となりました。苫小牧は観光がメインの産業ではありません。12%の観光客の為に、82%の観光を目的としないお客様が、観光振興のためにお金を取られるということです。しかも、宿泊客の50~60%が北海道民と言われています。不公平な税制度です。</p> <p>2. ビジネス客中心の宿泊施設は、徴収代行ではなく、新税を負担することになります。 観光振興税は、ビジネスや大会合宿のお客様に理解を得られるとは思いません。たとえどんなに北海道庁が予算をかけてPRしてもです。 現に、フロントでビジネスのお客様に観光振興税を説明すると、帰ってくる声は「えっ？、何で？、おかしいでしょ。。。」という声がほとんどです。</p>	<p style="text-align: center;">C</p> <p>宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上などといった施策の効果は、宿泊の目的によらず一定程度の受益があることから、広くご負担をいただく考えです。</p> <p>また、新税による施策・用途については、観光以外の目的で宿泊される皆様にも受益がある施策を検討するとともに、内容についても公表するなど、皆様にご理解を得られるあり方を検討してまいります。</p> <p>特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様に対しては、引き続き情報・意見交換などを通じ、税制度や徴収事務に関するご理解を得られるよう、検討してまいります。</p>

ビジネスや大会合宿では、観光に関係のない長期利用の方が、安い宿を探して宿泊されています。観光客は2〜3泊が主流。ビジネスや合宿では、2週間から数カ月に及ぶ利用があります。この泊数全てに観光税を徴収するのでしょうか。不公平な税制です。我々は、徴収代行とは名ばかりで、お客様から宿泊金額に含めた内税をお願いされ、お客様から徴収できない新税は、宿泊業者が負担することになります。

### 3. 宿泊業界からの同意を得ていない

北海道庁は有識者懇談会の決定を持って、道内の宿泊業者から理解を得たと考えているようですが、宿泊業界からの同意は全く得られていません。有識者懇談会に参加していた宿泊業界の代表の方は、それぞれの団体の意見を取りまとめた上で参加しているわけではありません。個人的な意見を述べただけです。

我々の上部団体である、道内 800 施設加盟の「北海道ホテル旅館生活衛生同業組合」の中でも、新税に反対する意見があり、内部組織の「女将の会」では、新税に対して反対の意見書を北海道と北海道議会議員様に対して提出しております。賛成される施設さんもあり、組合の総意としての意見はまとまっておりません。

宿泊業界の中は、現在意見が分かれている状況です。なりふり構わず、観光振興のお金を増やしたい一部の施設さんがあれば、不公平な観光振興税に反対をしている施設さんがいます。一部懇談会参加委員の強引な意見が、北海道の宿泊業界の総意と思わないでください。

広い北海道の中で、地域や規模、観光かビジネスかによって、商売の仕方が変わり、意見が違います。このような状況下で、北海道庁は、一部懇談会委員の強引に新意見に従い、新税を導入するのであれば、現実的に徴収拒否をする施設さんがたくさん出てもおかしくないと思います。

改めて、要望させていただきます。

有識者懇談会の決定を白紙に戻して、廃止も含めてゼロから再検討をして頂きたい。そして、広い北海道の地域性を考慮に入れ、一部の声の大きな、修学旅行を積極的に受け入れている大規模観光温泉旅館様の、強引な意見に振り回されることなく、いろいろな業態の宿泊施設の意見に耳を傾けて、観光振興税導入ありきの方針を撤回して頂けますようお願いいたします。観光振興の為に、旅行者以外の宿泊客からお金をとる、宿泊客の半数を占める北海道民からお金をとる。不公平な税制を行わないで頂きたい。以上でございます。

<p>オーバーツーリズム対策は観光立国を目指す日本として必須項目だと思えます。国内でも人気観光地を擁する北海道は特に重要だと思えます。</p> <p>特に混雑緩和のために多くの予算を割いてほしいと思えます。観光地としての魅力が失われることにも繋がります。</p> <p>宿泊税の先行自治体である倶知安町役場や町内の宿泊事業者への事務負担増大に対する配慮もおねがいします。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、徴収事務の負担軽減が図られるよう、先行自治体である倶知安町をはじめ、同様に新税を検討する市町村とも丁寧に検討を進めてまいります。</p>	C
<p>① 「新税導入の背景」について</p> <p>p. 8に記載の人手不足に関する記述について。人手不足の慢性化の要因のひとつとして離職率の高さが挙げられており、対応策として雇用の確保、人材の育成、DX 推進を挙げています。しかし、対応策を上げる前に、まずは離職率の高さの要因について調査・分析し、その後で対応策を述べるべきです。DX は人手不足対策の施策として挙げられているのだと思えますが、産業・業界の問題としては、問題は離職率です。</p> <p>また、一般論として、人手不足は労働条件、すなわち働きに見合った給与が得られるかが重要です。直近の北海道の例では、倶知安町で介護施設が人手不足で閉鎖するというニュースが報道されていました。この人手不足の問題は単純に給与の差によるものです。労働者の給与は、当然ながら企業の売上げの中から支払われます。宿泊税は、企業が本来得られるはずであった売上げを徴収していることに等しいですから、企業の潜在的な売上げが減ります。売上の減少は労働者の給与を上げられない、上げにくい要因になります。そのため、一般論としては人手不足を宿泊税徴収の背景とするのは、話が円滑につながりません。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p>地域説明会においても、観光関連産業における人手不足への対応に期待のあるご意見を多くいただきしており、ご指摘につきましても、省人化やIT化などをはじめ、人材の定着化に資する取組を通じ、効果を実感いただけるよう、施策を検討してまいります。</p>	E
<p>② 「新税による施策・使途」について</p> <p>p. 14に記載の移動利便性の向上について。MaaS やデジタル化について記載がありますが、さらに追加してUberなどのいわゆるライドシェアの取り組みについても明記すべきだと思えます。現在日本国内では、業界団体の様々な意見や事情により、完全に自由なライドシェアは実現できていません。一方で諸外国では観光地でライドシェアサービスが既に導入されています。これらは規制緩和によって実現されるもので、新税の導入の前に、既存の法制度の改正などの工夫を最大限に行うべきだと思えます。そのためにも、移動利便性の向上施策にライドシェアがあることをこの文書にも明記すべきだと思えます。</p>	<p>新税による施策のイメージは、現段階で想定している施策の方向性としてお示ししたものであり、税を活用する事業については、その必要性及び事業規模を毎年度検討の上、道議会の議決を経た上で決定させていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C

③ 「新税の枠組み」について

p. 23 の市町村・事業者・宿泊者（アンケート）からの主な意見について。事業者から指摘されている通り、ビジネス客および道内客への配慮が不十分です。アンケート結果では、宿泊客の66%が道内居住者であり、また宿泊目的についても3、4割が非観光目的となっていました。これは無視できる割合とは言えません。観光事業というのは、いわゆる”外貨”の獲得という観点から利点が論じられます。それを踏まえてこのアンケート結果を見ると、むしろ広域自治体としての北海道が宿泊税を課することは、道内の、域内経済から税を徴収する形態となり、外貨獲得どころか、域内経済の負担を増やすこととなります。わざわざアンケートを実施したにも関わらず、域内経済への影響についての調査・分析が不十分ですし、分析結果やその所見については当然この資料でも詳説すべきと思います。

経済面以外でも、宿泊目的についてのアンケートでは、「その他」の項目が無視できません。北海道は地理的事情から各都市間の距離が非常に遠く、介護や医療、冠婚葬祭等の事情でやむを得ず宿泊する例が少なくありません。直近では、島根県松江市のニュースで、隠岐町村会が医療などの事情により宿泊税の対象を見直すように要望書を提出しています。北海道でも地理的事情を重く見て、宿泊者延べ数の全体からすると少数であっても、しっかりと配慮すべきです。その上で、目的別に申請書類を作るなどの施策で対応してしまうと、書類の発行費用が発生することが予想される他、余計な事務作業が負担となってしまうので、そもそも宿泊税を導入する枠組みそのものについて再度検討を重ね、見直すべきだと思います。

宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上などといった施策の効果は一定程度の受益があることから、宿泊の目的に関わらず、ご負担をいただく考えです。

ご意見につきましては、関係部局とも共有しながら、今後の検討の参考とさせていただきます。

C

<p>修学旅行の課税免除について意見があります。修学旅行は教育課程に公益性を認めるので、課税免除とするとありますが、2つ懸念点があります。第一に、文書に公益性を判断する基準について明記すべきです。公益・公平など特定の価値基準や判断の観点から課税を分けるのであれば、当然、議論の開始点となるこの文書にはわかりやすく明記されるべきだと思います。第二に、そもそも修学旅行の受け入れが可能な宿泊施設は限られているのではないかとこの点です。修学旅行というのは、基本的には団体旅行の一つの形態ですから、数十人以上が同時に収容できるような比較的大きな宿泊施設が用いられます。さらに、他の自治体の例では、京都市で、宿泊税が修学旅行の受け入れ体制強化のために使われています。これを踏まえた問題として、修学旅行の受け入れを行っている事業者と、極々小規模な宿泊施設の事業者間で、不公平が生じるのではないかとこのことです。税の説明で、受益者負担の原則が言われる一方で、教育課程の公益性という一点で、このような不公平を生じさせて良いかは非常に疑問です。この点についても再度議論を重ねるべきではないでしょうか。</p>	<p>懇談会でのご議論や市町村、事業者の皆様との意見交換を踏まえ、修学旅行等に関しては、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>具体的課税免除の対象範囲については、宿泊事業者の事務負担も考慮しながら、今後検討を深めてまいります。</p>	E
<p>受益者負担という考え方が基本にあると思いますが、ビジネス客などが受けるのは宿泊そのものや宿泊施設までの交通手段などが主であって、観光振興事業として示されている施策の多くは享受しているか不明です。そのうえで、徴収予想額に合わせるようにしてアドベンチャートラベルなどが使途に挙げられています。税の負担者の目的別の割合と、使途の対応について議論が不足しています。3割から4割の非観光目的の宿泊客が、行政の施策のうち何を享受しているのか、どのような受益の状況があるのか精緻な議論を行うべきだと思います。またその結果について明記すべきだと思います。</p>	<p>宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上などといった施策の効果は一定程度の受益があることから、宿泊の目的に関わらず、ご負担をいただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C



<p>④「徴収事務」について</p> <p>p. 28 に記載の検討の視点について。徴収事務には当然人件費がかかります。徴収事務の負担については市町村・事業者からの主な意見に記載がありますが、人件費を含めた徴収に要する具体的な諸費用については定量的な記載がありません。制度面について先行自治体の例を踏襲しているようですが、実施されている実態についての調査・検証・議論が十分ではありません。税に関する事務の負担が昨今取りざたされていることを鑑み、事業者の事務負担については具体的な数値を明らかにすべきです。明らかにしてから議案を議会に提出すべきです。</p> <p>また、周知・広報について、ポスターやパンフレット等による周知・広報に取り組むとしていますが、そのための予算もしくは費用の試算を提示すべきです。税を導入するためのコストは重要な判断材料です。</p>	<p>徴収事務や周知広報に係る経費、事業者の事務負担等については、同様に新税の検討を進める市町村とも調整を行いながら、制度の詳細を具体化する中で検討していく考えであり、いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>⑤「新税の推進方策」について</p> <p>p. 32 に記載の検討の視点について。使途の透明性確保という項目で、チラシやポスター、バナーなどによる周知広報とありますが、これらの施策に要する費用について、税の導入議論に先立って提示すべきです。</p>	<p>周知広報に係る経費については、同様に新税の検討を進める市町村との調整も踏まえながら、制度の詳細を具体化する中で検討してまいります。</p>	B
<p>⑦「懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項」について</p> <p>p. 36 に記載の今後の新税の検討プロセスについて。事業者との意見交換の場などを設けて欲しいとありますが、道内宿泊施設の宿泊者のおよそ66%が道内居住者である実態(道実施のアンケートによる結果)を鑑みて、事業者のみではなく、一般市民向けの意見交換会や、Web等を利用した意見募集を都度行うべきだと思います。パブリックコメントのような形式やその他さまざまな意見募集の方法があると思いますので、事業者とは別に、利用者の視点、負担者の視点というのも常に受け入れる体制を作るべきです。</p>	<p>「新税の推進方策」において、「使途の透明性確保」の中で示しているとおり、宿泊者アンケート等の実施により、納税者の皆様からご意見を伺っていく考えであります。いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C

<p>⑧「その他」について</p> <p>・広域自治体による宿泊税徴収の是非について</p> <p>北海道は地理的事情から、主要な観光地が離れており、点在しています。そのため、そもそも観光施策については観光地ごとにまったく異なります。この視点は道のまとめ案でも記載されています。であれば、そもそも広域自治体として宿泊税徴収はやめた方がよいのではないのでしょうか。例えば、アドベンチャートラベル等の新規観光事業やその形態の開発については、既に観光地として発展してきた都市の競合相手を増やすことにもなり、宿泊税を実質的に負担する既存事業者の不利益を生じさせる形になっていると思います。既存事業者のためになるというのであれば、そもそも税を徴収せずに、それぞれの事業者が売り上げの中から新規の取り組みを行えばよいのであって、行政が介入する必要はないと思います。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p>	E
<p>・第4回懇談会の議事録について</p> <p>第4回懇談会の議事録の p.7 から p.8 にかけての記載について。道の考え方の文書そのものに対する意見ではありませんが、その前提となっている懇談会の議事録であるため、北海道在住の有権者として意見を述べます。委員の発言で、「一般財源の観光予算を減らすということはしないという約束をいただけるということか」とあり、対して行政の側の担当者が、「明確にお約束することはできないが」という留保をつけてはいますが、「一般財源プラス新税で観光振興を行っていくという姿勢には変わらない」と、ほぼ要求通りの予算案となることを明言している点に非常に違和感を覚えました。唐神委員は日本旅館協会という所属であり、施策や補助金などの観光行政の直接的な受益者の一部であると考えられます。個人が悪いということではなく、行政の対応として、徴収された税の使い先に含まれるであろうと推認されるような利害関係者との間で、具体的な予算に関する約束や事実上そうともとれるような対応というのは、ある種利益相反も疑われるので、別途資料等で発言内容の訂正や発言主旨について但し書きをしていただきたいと思います。</p>	<p>道では、これまでも観光振興に必要な施策や取組をしてまいりましたが、新たな行政需要などに対応するため、安定的で効果的な施策の展開を図っていく考えです。</p> <p>新税による施策やその他の施策については、毎年度の予算編成の中で構築し、道議会の議決を経た上で決定させていただきます。</p>	E

<p>・宿泊税の徴収という枠組みそのものの問題点について</p> <p>宿泊税というのは、事業者の売上に課税するのに等しい税制です。事業者は既に様々な税を納めています。宿泊税も合わせると、売り上げに対して消費税・宿泊税、利益に対しては法人税を納めており、さらに事業費用の多くを占める人件費については、制度上税ではありませんが、社会保険料を一部負担しています。事業者によっては入湯税も実質的に売り上げとして負担しています。特に売り上げと利益の双方に課税されるというのは非常に問題です。そのため、税の導入そのものについてまず考え直すべきだと思います。使途についても、マーケティングなどは既に民間企業で行っていますし、基本的に民業と被っている内容が多すぎます。一有権者としては、単に行政が自主財源の確保という、経済合理性とは別の視点で税を増やそうとしているとしか思えません。新税の導入にはもっと慎重であるべきです。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p>新税の導入にあたっては、事業者の皆様の負担を軽減できるよう、また、新税による施策を実感できるものとなるよう検討を深めてまいります。</p>	E
<p>道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用による宿泊税の非課税導入をしてください。 (全道118市町村会員の総和としてご判断下さい。)</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の税の目的が観光振興であり、ネイパル施設の目的と乖離している。</li> <li>・主に宿泊しているのは小学生から大学生までで、観光目的ではなく研修、合宿として利用</li> <li>・学校教育（修学旅行、学校教育など）には免除されて、社会教育的な子どもの体験活動の機会を阻むことになるのは、教育行政として不平等で認められない。</li> <li>・国立青少年施設と同様の取り扱いをお願いしたい。</li> <li>・脆弱な予算の中で研修をやりくりしている全道の子ども会活動が、100円とはいえ大幅に値上がりすることでネイパルの利用をやめてしまうと、ひいてはネイパル自体の収入減少に影響する。</li> </ul>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。合宿等は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D

<p>観光は北海道の一大産業であり、今後の発展に向けて重点的に推進していく分野であると考えます。こうした中で、新税により観光施策をさらに推進していくという考え方は理解しますが、一方で、観光予算が大幅に増えることとなる中、効果的な施策を打っていくためには、道庁・観光振興機構の組織体制もしっかり作っていく必要があると考えます。</p> <p>自治体職員の人手不足もある中で、予算だけが潤沢にあっても体制が整っていなければそれを無駄にしかねないため、新税導入の効果を最大限発揮するためにも、この点についてはまず検討していただきたいと思います。</p> <p>また、道としては広域的な施策を中心に行っていくということはもちろん理解しますが、やはり各地域の特色を活かしてこそ北海道観光であるため、地域の取組に対する支援も使途の中でしっかり行っていただければと思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>②P14～17について、3つの方向性それぞれの想定規模が書かれていますが、どの施策にどれくらいの費用がかかったか、内訳をより具体的に示していただければ、新税の導入に対してより納得感を持てると感じました。「観光DXのこの部分にはこれくらいお金がかかった」など、内訳について個人的に非常に興味があります。</p>	<p>「新税の推進方策」において、「税込や使途について毎年度適切に情報公開を行う」ことを検討の視点としており、いただいたご意見の趣旨と同様と考え、道の考え方にも反映させていただきます。</p>	B
<p>⑤新税導入の周知について、社会人であればテレビニュースや新聞記事を見erると思いますが、大学生などはなかなか見ないと思うので、大学自体にかけあって大学の掲示板等で周知してもらおうなど、情報を強制的に取得する環境作りが必要だと考えました。</p>	<p>「新税の推進方策」において、「積極的な情報発信」を検討の視点としており、いただいたご意見の趣旨と同様と考え、道の考え方にも反映させていただきます。</p>	B
<p>⑦資料に記載されている通り、ビジネスでの宿泊における免税はぜひ検討していただけると助かります。</p>	<p>宿泊施設の受入機能の強化、高度化や移動利便性の向上などの施策効果は、宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の受益があることから免税点は設けず、広くご負担をいただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D

<p>資料 28P 徴収事務の「周知・広報」について、オンライン予約の段階では現地の広告（ポスター・パンフレット）等が目に入るわけではないので、HP や SNS、各種メディアでの周知も重点的に行うべきと感じました。</p>	<p>「新税の推進方策」において、「積極的な情報発信」を検討の視点としており、いただいたご意見の趣旨と同様と考え、道の考え方にも反映させていただきます。</p>	B
<p>徴収事務に係るシステムの改修は事業者の負担が大きいため補助金活用が事業者の納得感にも繋がると感じます。</p>	<p>事業者負担を考慮した支援についても検討しているところであり、いただいた意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>定率制の方が段階的定額制よりも公平性が高いのではないのでしょうか。2万円以下は一律100円の税額ですが、例えば3,000円ほどで宿泊が可能な簡易宿泊施設にとっては100円の負担増は大きいです。また、5万円以上の宿においては、どれだけ高い宿泊費であっても500円の税負担で済むこととなりますが、宿泊者にとっては宿泊時に代金と宿泊税をまとめて精算することになるため、定率制であってもそれほど負担は感じられないのではないのでしょうか。海外事例では定率法を採用している都市は多く、インバウンドにとっても受け入れられやすいと思います。また、事業者ではないのでわかりませんが、段階的定額制も定率制も事務負担はそれほど変わらないと思います。</p>	<p>定率制は制度として負担感が等しいものの、徴収事務を担っていただく宿泊事業者の皆様からは、税率算出に係る計算が煩雑であるため、定額制が望ましいといった意見が多かったことや、宿泊価格の上昇への対応や負担能力に応じた税率設定、徴収事務の負担軽減や納税者のわかりやすさといった観点も踏まえ、段階的定額制にて検討を行っております。</p>	E
<p>現案では非課税の対象として「修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者」とされていますが、学校教育だけではなく社会教育を目的とした宿泊施設の利用についても非課税の対象として拡大されるよう、配慮を要望します。</p> <p>（青少年体験活動支援施設や研修センター等、単なる宿泊施設ではなく社会教育的な意義づけで運営されている教育施設については非課税対象としてご検討ください。）</p> <p>現状、子ども会やスポーツ少年団など多くの社会教育・社会体育団体が社会教育施設を利用していますが、課税対象となることでかかる宿泊費の増が想定され、今後、各地域における社会教育活動の停滞を生んでしまわないか危惧しています。</p> <p>非課税対象の拡大について、北海道における社会教育振興の側面からご検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D

1. 観光振興を目的とする新税（以下、「宿泊税」とする）に関する意見

本町では、現在の貴庁の取り組みは、道民のみなさんをはじめ、観光事業者や市町村との間において、北海道の広域観光にどんな課題があり、どのような手段や費用を用いてそれらの課題解決や観光振興を進めていくのかといった点でまだ十分な議論が重ねられておらず、道内全体で広域観光の課題や目指す方向が共有できていないと認識しています。また、現在はあくまで懇談会の議論に留まっておりますので、現状のままでは北海道内で宿泊税の導入機運が醸成されていくことは難しいと考えております。

ゆえに本町では、今後貴庁において宿泊税の導入を目指すのであれば、まずは北海道全体の広域観光課題を道民のみなさんや各市町村と共有する取り組みを重ねることが必要であると考えます。

また、本町では宿泊税の用途をはじめとした考え方などに関しても、主に以下の理由から、現状では検討の熟度や議論が不十分であると考えます。

2. 現在の宿泊税の考え方などに対する本町の見解

広大な面積を有し、観光地も点在してその特性も多様である北海道において、広域自治体である貴庁が宿泊税を財源とした観光振興を進めても、納税者及び宿泊事業者が受益をどの程度実感できるのか現状では不明確であると思料します。

貴庁が実施している観光客入込調査によれば、道内の宿泊客の約6割は北海道民であることから、宿泊税の納税者は約6割が道民となることが推計されます。また、宿泊の目的別においても、約3割が観光以外の目的で宿泊されています。一方で、今回示された宿泊税の用途は観光振興を目的としており、さらに具体的な施策も国外をはじめ北海道外からの入域者に訴求するものが少なくありません。このように、法定外目的税における受益と負担の関係からも、宿泊税の制度や用途についてはさらに検討を重ね、道民のみなさんや観光以外の宿泊客のみなさんからも理解が得られる政策にする必要があるものと考えます。

本町を含む北海道の主要観光地となる市町村では、地域に根差した行政として日常的に対話の場を設けて観光事業者や住民のみなさんと観光課題を議論・共有しながら、それぞれの地域特性などに応じ、観光振興や問題解決に向けて予算を確保しています。そのうえで、宿泊税の導入を独自で検討している市町村では、自庁予算の配分では賅いきれない観光課題の解決手段として地域で議論を重ねているところです。広域自治体である貴庁において宿泊税の

ご意見のとおり、新税の導入にあっては、目的税の性質を鑑み、税収や用途について透明性の確保が求められており、多様な観光地を有する本道において、その実態を的確に把握した施策を図るためには、市町村や事業者の皆様との継続的な情報・意見交換が必要と考えております。

いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

<p>導入を検討されるうえでは、このような基礎自治体（市町村）の実情や政策へも特段のご配慮やご協議をいただきますようお願い申し上げます。</p>	<p style="text-align: right;">C</p>
<p>全ての新税導入反対 国民負担率が稼ぎの半分以上を超えて、国内の経済活動を縮小させている昨今、全ての新税の導入反対（税金を歴史的にみれば、目的以外に使われることは予想に難くない） 現在の予算の0.1%にも満たない金額、やり繰りせずに安易な目的税に飛びつく為政者の考え無し（＝無能）には腹立たしいうえ、制度的に二重課税（入湯税もいれたら・・・） 鳴子温泉の様に著名な老舗観光地でさえ客足に影響が出るというし、弱小宿屋にしてみれば消費税導入時に見られた様に事業所が納税分を負担する事例も予測される弱者いじめとなる 仮に宿泊税分を値上げできるのであれば宿屋の収入を奪う（民業圧迫）事と、観光目的じゃない地域での宿泊税の意味がなく経済活動の邪魔にしかならない</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>① 課題には民間が自ら対策できるよう規制を緩和すべきです。行政による民業圧迫に反対です。</p>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>② 北海道はオーストリアと同等の面積をもつ広大なエリアです。公費で施策連携を創出するのは大変な無理があります。またすべての費用対効果を、民間の決算と同じ様式で一般公開してください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する施策・用途の検討や、事業内容の公表にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>③ 負担能力に応じとはいえ、結果的に事業者が設定する宿泊料金に介入することになり反対です。実際の出費に響くのですから新税を創設しないでください。</p>	<p>検討中の新税は、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p>新税の導入にあたっては、事業者の皆様の負担を軽減できるよう、また、新税による施策を実感できるものとなるよう検討を深めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

<p>④ 交付金頼みで観光振興することに反対です。事務処理依頼にも実費相当額の算出など、宿泊税のための事務作業を強いられます。周知・広報に公金を使うならすべての費用対効果を、民間の決算と同じ様式で一般公開してください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、事業内容の公表にあたっての参考とさせていただきます。</p>	C
<p>市町村はその地域特有の課題対応のための課税となるが、北海道はそのエリアが広大で、地域性も広く産業形態も多様なため、施策イメージが結びつきにくいと感じている。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策・用途の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>	C
<p>倶知安ではすでに定率制をとっており、段階的定額制との取扱いの違いによる関係者への事務負担は弊害と感じている。また、宿泊価格が1泊数十万する宿の500円と5000円の宿に100円では負担率も大きく違い、公平とは言えない。</p> <p>段階的定額制では物価高の流れに沿った施策展開がしにくくなるのではないかと、また、そのために税率等の見直しがあった場合は、より事業者への負担が増えるのではとの懸念がある</p>	<p>このたびお示した制度としては、懇談会でのご議論や市町村、宿泊事業者の皆様からのご意見などを踏まえ、宿泊価格への上昇への対応や、負担能力に応じた段階的定額制による税率設定としています。</p> <p>また、徴収事務の負担軽減が図られるよう、先行自治体である倶知安町をはじめ、同様に新税を検討する市町村とも丁寧に検討を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>そもそも観光目的としての宿泊以外の方から、新税の考え方への理解は得られないと感じている。特に作業員などの中長期宿泊が多い宿泊施設の宿泊者の負担は大きい。</p>	<p>宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上などといった施策の効果は、宿泊の目的によらず一定程度の受益があることから、広くご負担をいただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>特別徴収義務者に対する交付金や、初期導入にかかる費用に対する助成なども具体的に見えていない。</p> <p>以上のことから北海道は宿泊税以外の収入手法を検討すべきではないかと感じている</p>	<p>特別徴収義務者に対する交付金等に関する考え方については、早期に具体的な内容をお示しするよう検討を深めてまいります。</p>	E



<p>&lt;P.4&gt;          コロナ禍を経た情勢変化として、『観光需要の季節偏在・地域偏在、広域移動手段の脆弱さ、人手不足によるサービス供給力の低下、リスク対応への不安、SDGs や脱炭素化、デジタル化など、新たな社会的要請の高まり etc.』との記載          &lt;意見&gt;          いずれの内容もコロナ禍以前から顕在化しており、かつ観光振興の分野に留まらない課題であるため、新税導入の背景として挙げるのは、議論の展開としていささか強引ではないか。</p>	<p>検討中の新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p>	E
<p>&lt;P.4&gt;          今後の取組の方向性として、『広域周遊型という本道観光の特性を踏まえ、広域的な視点に立った施策を推進』との記載          &lt;意見&gt;          広域周遊型は道内の観光地が望んでいる特性とは限らず、発地型観光とともにその割合は減りつつある。また、観光振興に注力する各地域では、滞在型観光並びに着地型観光への取り組みを強化しており、「選ばれる目的地」になるための努力を続けている。これらことから、広域周遊を軸とした観光施策の展開は観光の多様化をはじめとした時代の変化に対応しているとは言い難く、また周遊型の通過点となることを望まない「やる気のある」観光地の取り組みとの歩調も乱す取り組みといえる。</p>	<p>ご意見のとおり、新税の導入にあっては、目的税の性質を鑑み、税收や用途について透明性の確保が求められており、多様な観光地を有する本道において、その実態を的確に把握した施策を図るためには、市町村や事業者の皆様との継続的な情報・意見交換が必要と考えております。          いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>&lt;P.4&gt;          新税導入の総括として『これらの行政サービスを享受される旅行者（宿泊者）の皆様からご負担をいただきながら、旅行者の満足度や利便性を高め、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく「観光立国北海道」を実現』との記載          &lt;意見&gt;          ・これらの行政サービスとは何を指すのか不明          ・全道の宿泊客入込の内訳をみると、ここ直近10年間でも約6割が道内客である（※）。新税の意義では前述の周遊観光を含め、道外（国外含む）客向けのような方向性を示しておきながら、その原資の多くが道民負担となる現実をどう捉えているのか（半ば道民への二重課税ではないのか）          ※北海道観光局観光振興課調べに基づく宿泊客数（実人数）の割合</p>	<p>「これらの行政サービス」とは、P.4 に記載の旅行者目線での施策や、本道観光の特性を踏まえた施策など、コロナ禍における情勢変化を踏まえ、地域経済や社会の発展に向け、展開する施策のことです。          課税の基礎となる延べ宿泊数では、道内客は約36%（※）となっておりますが、新税による具体的な施策のイメージにおいては、観光サービス・観光インフラの充実・強化や危機対応力の強化など、道内を旅行する皆様にも受益のある施策をお示ししているところであり、今後も納税者の皆様のご理解を得られるよう検討を行ってまいります。          ※「宿泊旅行統計調査（観光庁）」の令和5年集計結果による割合</p>	E

<p>&lt;P. 7&gt; アドベンチャートラベル（以下「AT」）の推進等について</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドベンチャーツーリズムをはじめとした高付加価値旅行者の誘客、すなわち富裕層旅行者の誘客対策において、その費用の多くを宿泊税納税者の6割を占める道民が負担することになる制度設計に疑問</li> <li>・旅行の高付加価値化と前述の広域周遊観光の両立を、広域行政としてどのように進めるのかビジョンが見えない</li> <li>・「ATは北海道観光の柱の一つとして位置づけられ」との記載があるが、それは誰が、どのように位置づけ、どれだけ道内で浸透しているのか疑問（一部の旅行関係者に限定された認識ではないのか）。</li> <li>・昨年開催された「ATワールドサミットの波及効果」との記載について、観光事業者をはじめとした道内内における認知度も含め、波及効果の検証はされているのか。</li> </ul>	<p>「アドベンチャートラベルの推進」については、道が策定する計画のうち、最も基本となる計画である総合計画（案）において、「北海道観光の新たな柱としていく必要がある」ものと定めており、本道観光の今後のさらなる発展に向け、高付加価値化などの取組を進めることとしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>&lt;P. 7&gt; アドベンチャートラベル（以下「AT」）の推進等について</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化に関する例がATしか示されていない。広域自治体として、高付加価値化につなげる施策がAT関連以外想定されておらず、盲目的ではないか</li> <li>・そもそもATに関する道庁の姿勢は単に「流行に飛びついている」ようにしか見えない。このような取り組みを行政が主導で行っても成功した事例は少なく、特に道庁が唱えている「AT認定ガイド」制度などは、資格の認知度や効果において、ネガティブな側面で北海道アウトドアガイド制度の二の舞になる懸念が高い。</li> </ul>	<p>「アドベンチャートラベルの推進」については、道が策定する計画のうち、最も基本となる計画である総合計画（案）において、「北海道観光の新たな柱としていく必要がある」ものと定めており、本道観光の今後のさらなる発展に向け、高付加価値化などの取組を進めることとしています。</p> <p>新税による具体的な施策イメージにおいては、3つの使途の方向性の中のひとつである「観光の高付加価値化」の使途のイメージとして、「アドベンチャートラベルの推進」のほか、「新たな観光需要に応じたツーリズム」や「先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援」などをあげており、引き続き新税を活用した事業がより効果的なものとなるよう検討を行ってまいります。</p>	E
<p>&lt;P. 8&gt; 人手不足への対応の一つとして「観光におけるデジタルの実装（観光DX）を推進していくことが必要。」との記載</p> <p>&lt;意見&gt; 『観光におけるデジタルの実装（観光DX）』とは具体的にどのようなもので、何を推進するのか不明。</p>	<p>新税による具体的な施策イメージ（使途の規模感）において、「観光DXによる産業の生産性向上」の例として、省力化等に係る「システム導入、IT技術導入支援等」をお示ししておりますが、今後、施策をより具体的に検討する際には、ご意見を踏まえ、より具体的な取組の内容をお示しさせていただきます。</p>	C

<p>&lt;P. 9&gt;</p> <p>移動利便性の向上として「来訪客を受け入れる空港の受入体制の強化や公共交通の利用促進、デジタル化の強化等を通じた、移動利便性の向上が必要。」との記載</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の宿泊税の税収規模（45 億円）でこれらの課題をどの程度解決できると想定しているのか。道の想定宿泊税収を全額投入しても、これらの課題解決に資する効果はごく僅かだと考える</li> <li>・そもそも道内広域交通の課題は道観光局が主体となって推進できる政策ではないのではないか</li> <li>・繰り返しになるが、道税の場合、宿泊税納税義務者の約 6 割が道民である。来訪者の利便性向上のために道民の負担を増やすのは理解が得られるとは考えにくい。また、広域周遊型を道内観光の特性としてこの頁でも触れているが、道民はそれほど広域周遊の観光をしているとは考えにくく、行っても自家用車の利用が大半であるなか、目的税として負担と受益の關係に整合性が取れないのではないかと。</li> </ul>	<p>現段階で想定している施策イメージとして、「広域観光に資する交通機能の強化」や、「交通手段のシームレス化」をお示ししておりますが、いただいたご意見も踏まえながら、税を活用する事業については、その必要性及び事業規模を毎年度検討の上決定いたします。</p> <p>新税による施策の検討にあたっては、関係部局間の連携が重要と考えており、いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>&lt;P. 11&gt;</p> <p>目的税の法的な意義を踏まえたうえで、以下の政策目的と整合的な施策に宿泊税を充当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光の高付加価値化</li> <li>・観光サービス・観光インフラの充実・強化</li> <li>・危機対応力の強化</li> </ul> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>上記の政策目的実現のために、何故新たな法定外目的税として宿泊税を導入しなければならないのか十分な説明がない。いわば、「宿泊税を導入すること」自体が目的化しているように捉えられる。また、特に以下の点で疑問がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本資料でも観光が北海道における重要な産業と位置づけているにもかかわらず、現在の道庁予算の配分で政策展開しないのは何故か？（重要な産業と言いつつ、これまで関係業界等に対する具体的かつ効果的な支援はほとんどない）</li> <li>・再三になるが、宿泊税の納税義務者の約 6 割が道民と想定される中、掲げている政策目的が納税義務者たる道民の受益につながるか不明瞭</li> <li>・このほか、宿泊目的において道内の宿泊の約 3 割が観光以外の目的とのこと（道庁調べ）。観光以外の目的で宿泊した納税義務者にとって、受益となるような政策目的ではないのではないかと（そもそも危機対応力の強化は行政として観光地以外でも取り組むべき課題であり、新たな財源が無ければなおざりにして良いものではない）</li> </ul>	<p>新税の導入によって、高度化・多様化する観光ニーズや、コロナ禍以降顕在化した人手不足や二次交通を含む交通手段の不足、突発的な災害への備えなどの課題に対応し、安定的で効果的な、質・量ともに充実した施策展開（観光振興）を図ることにより、本道経済の柱である観光の飛躍的な成長と持続的な発展を図っていく考えです。</p> <p>新税による具体的な施策のイメージにおいて、観光サービス・観光インフラの充実・強化や危機対応力の強化など、道内を旅行する皆様に受益のある施策をお示ししているところであり、今後も納税者の皆様のご理解を得られるよう、いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>	C

<P. 14>

新税の用途を3つの方向性（観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化）のもと、7つの分野に分類。道が想定する年間税収約45億円のうち、約42億円をこれら7分野に充当するとの記載

<意見>

税収と用途の関係について、宿泊税の導入と観光施策の展開に要するコストを正しく示していないのではないかと懸念。すなわち、税収だけでなくそれに要する費用もきちんと示さなければ、政策として有意義かどうか道民は正しく判断できない。

特に、資料では税収45億円のうち、徴収経費などのコストはわずかに数億円となっているがこれは正確な費用の総額ではないと思われる。少なくとも、宿泊税の賦課徴収と道税の用途に関わる道職員の人件費を考えれば、45億円程度の税収で実際に観光施策に使える額はもっと少ないと推計される。すなわち、宿泊税収は他の北海道庁における財源の中でも、突出して調達コストの高い財源である。また、これら宿泊税やその用途に関わる道職員人件費などに道の一般財源が費やされる場合は、道の宿泊税導入により、宿泊もしていないすべての道民に新たな負担を強いることになる。さらに目的税であるにもかかわらず、その負担はほとんど道民に還元されず、直接的には感じられない政策に費やされるという点が甚だ問題だと考える。

徴収経費については、関係市町村とも調整を行いながら、税制度の具体化と合わせて検討してまいります。先行自治体の例等も参考としながら検討してまいります。

新税による具体的な施策のイメージとして、観光サービス・観光インフラの充実・強化や危機対応力の強化など、道内を旅行する皆様にも受益のある施策をお示ししており、いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。

C

<p>&lt;P. 14&gt;</p> <p>新税の使途を3つの方向性（観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化）のもと、7つの分野に分類。道が想定する年間税収約45億円のうち、約42億円をこれら7分野に充当するとの記載</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>このほか、使途に関する考え方として、以下の問題点があると考えられる。</p> <p>① 宿泊税によって新たな観光施策を多く示しているが、各施策をどのような体制で展開するかがわからないため、実現可能性と成果に疑問がある：現在の観光局や振興局の体制で進められるのは困難と考えられるが、マーケティング予算と称し、税収が（公財）北海道観光振興機構の運営経費に充当されることを懸念（納税者にとって実感できる受益とならない可能性が高く、道民にとっては同機構の活動自体、どれほど観光振興に寄与しているか不明）</p> <p>② 納税者の受益と負担の関係性が低い：特に道民や観光目的以外の宿泊者（受益が実感できない）</p> <p>③ 宿泊税税収の充当規模では、効果が表れる期待が低い施策がある：特に人材不足や広域交通対策</p> <p>④ アドベンチャートラベル（AT）に固執している：ATの可能性を否定しているのではなく、道が盲目的に推進することを懸念（ATは民間が主導するのが望ましい）</p> <p>⑤ 本来は宿泊税収の有無にかかわらず取り組むべき課題が多い：前述③の施策や危機対応力の強化</p>	<p>新税による施策を実施する体制については、今後、使途を具体化する中で、検討いたします。</p> <p>新税による具体的な施策のイメージにおいて、移動利便性の向上や危機対応力の強化など、道民や観光目的以外の旅行者の皆様にも受益する施策をお示ししておりますが、引き続き納税者の皆様のご理解を得られるよう検討いたします。</p> <p>施策イメージの規模感については、他自治体における事業などを考慮し、北海道における規模に置き換えて算出しておりますが、いただいたご意見につきましては、今後、新税を活用する事業検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>新税による施策イメージでは、「アドベンチャートラベルの推進」の他にも、「新たな観光需要に応じたツーリズム」や「先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援」などを例示しているところであり、新税により効果的な施策を行うことができるよう検討を行ってまいります。</p> <p>人口減少や少子高齢化が進み、道税収入の大幅な増加が期待できない中、観光課題に対する施策の展開を行っていくため、施策の効果を受益する旅行者（宿泊者）の皆様にご負担をいただく新税の導入が必要と考えております。</p>
<p>&lt;P. 19&gt;</p> <p>税率案として2万円未満：100円、2万円以上5万円未満：200円、5万円以上：500円を提示</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>独自で宿泊税を導入する市町村の場合、道が左記の税率で宿泊税を上乗せする場合、宿泊客に過度な負担を強いることは明白。福岡県のように、都道府県と市町村がそれぞれ宿泊税を導入する場合は、県税を減額するような手立てを講じるべき。しかし、現在北海道内では主要な観光地を抱える市町村が個別に宿泊税の導入を検討しているため、「福岡方式」を導入した場合は道の宿泊税収が大幅に減少することが明白なことからか、道庁ではこの方式を頑なに導入しない姿勢を見せている（ただし、道庁からは福岡方式を導入しない理由を明確に示されていない）。言い換えれば、広域自治体として納税者の負担と受益の在り方に明確な説明ができないことから、道庁の宿泊税の制度設計は現状では不十分と言えるのではないかと。</p>	<p>広大な北海道においては、観光の特性は地域毎に多様であり、観光振興を目的とした新税の制度としては、基礎自治体（市町村）及び広域自治体（北海道）それぞれに認められている課税自主権に基づいて、行政需要に応じた税率を設定することが適当であると考えております。</p> <p>法定外目的税の新設にあたっては、「住民の負担が著しく過重」とならないことなどについて、総務大臣の同意を得る必要があることから、引き続き関係市町村と連携しながら検討を行ってまいります。</p>

C

E

<p>&lt;P. 21&gt;</p> <p>宿泊税の導入先行自治体9自治体のうち、東京都、大阪府、京都市、長崎市の税率を紹介している。また、道税の税率案と比較して「道税としては、概ね先行事例の範囲内にとどまっている。」と説明。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>市町村と都道府県の宿泊税が共存している唯一の先行事例である福岡市・北九州市及び福岡県の事例を紹介していないことが恣意的であり、不誠実。本来であれば福岡の事例を紹介したうえで、懇談会でそれらを検討したのか否か、検討したのであれば、なぜその方式を選択しないかを示さなければ、パブリックコメントの意義はないのではないか。</p>	<p>広大な北海道においては、観光の課題や特性は地域毎に多様であり、観光振興を目的とした新税の制度としては、基礎自治体（市町村）及び広域自治体（北海道）それぞれに認められている課税自主権に基づいて、行政需要に応じた税率を設定することが適当であると考えております。</p> <p>税率の地域差は生じますが、地域の取組支援や移動利便性の向上など、広域自治体としての北海道の役割は大きく、その行政需要に見合う制度は、福岡県の制度と一様ではないものと考えます。</p>	E
<p>&lt;P. 23&gt;</p> <p>「宿泊料金による免税点は設けず、修学旅行等については課税免除とする」との方針を記載</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>宿泊税導入先行自治体のなかで、現状で免税点を設けているのは東京都と大阪府。いずれの自治体もそれぞれの自治体内の宿泊客の中に、地元住民（都民・府民）が宿泊する割合が一定規模であることも理由の一つとして、免税点を設けられているとのこと。再三となるが、北海道でも宿泊客の実数の約6割は道民であり、3割は観光外目的である。税の負担の観点からこの点を踏まえれば、道の宿泊税の場合、本来は一定価格以下は免税点を設けるのが合理的だと考える。ただし、免税点を設定すれば道税収入はさらに落ち込み、財源として機能しなくなる点からも、北海道が宿泊税を導入すること自体、制度設計として相当難しく、現状の案で道民の理解は得られないと考える。</p>	<p>このたびお示しした制度としては、税の原則のひとつである「公平性」の観点から、居住地にかかわらず宿泊行為に対して等しく課税させていただく考えです。</p> <p>新税を導入した際には、道民の方々にもその効果を実感していただけるような施策を検討していく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>&lt;P. 25&gt;</p> <p>検討の視点として「使途に照らして必要となる財源の規模として、中長期的な視点から効果的な施策展開を図っていくためには、一般財源に加え、安定的な財源が必要。」との記載。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>例年、北海道庁の年間観光振興予算は多くても20億円前後。道庁の一般会計予算規模（約3兆円）に対する割合はわずか0.07%（年収500万円の世帯に置き換えた場合3,500円程度）の留まる少なさである。実際、沖縄（約200億円/年）や九州といった、他の観光に注力する都道府県と比した場合の観光予算の脆弱さは、道内の観光事業者などから長年にわたって指摘されているものと思われる。</p> <p>本資料でも、「観光は北海道の基幹産業」と述べながら、道庁はこれまでその産業振興に充てる予算</p>	<p>道では、これまで本道観光の推進に必要な取組を行ってきたと考えておりますが、コロナ禍以降、本道全域において、旅行者ニーズに応えるサービス供給力や地域構造の脆弱性が顕在化しており、それら課題への対応が必要となっております。</p> <p>そのような中、本道においては人口減少、少子高齢化が進み、道税収入の大幅な増加が期待できず、さらに義務的経費による支出は増加している状況であり、新税を導入することによって、観光振興のための安定的財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図る考えです。</p>	

<p>も、人員も十分に配置してこなかったのが実態である。</p> <p>また、道が想定する宿泊税収は約 45 億円。これまでの観光振興予算と合算しても、最大で道予算総額のわずか 0.2%に過ぎない。以上のことから、行政として本当に観光振興を進める意思があり、そのための「安定的な財源」を確保するのであれば、まずは自庁内の予算配分から見直したうえで、予算総額の 1%にも満たないような財源は自庁で捻出すべきで、道民をはじめとした宿泊者に負担を転嫁すべきではないと考える。</p>	<p style="text-align: right;">E</p>
<p>&lt;P. 32&gt;</p> <p>新税検討の視点として下記のとおり記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的税の性質を鑑み、税収や用途について、透明性の確保が求められており、積極的な情報発信が必要</li> <li>・ 北海道には多様な観光地が存在することから、その実態を把握した施策展開とするためにも、市町村や事業者などと継続的に意見交換を実施することが必要</li> </ul> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>道庁におけるこれまでの宿泊税導入議論は、左記とは全く反対の不誠実な進め方をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本パブリックコメントを含め、道庁における宿泊税議論はすべて「懇談会」の見解。いわば観測気球を上げてきたにすぎず、これまでも道としての明確な指針や見解は示さず、批判については「あくまで懇談会での議論」として誠実に向き合っていないのが事実。</li> <li>・ 懇談会や地域説明会などのいずれもが、道庁としての「合意形成の取組」の実績づくりにしかなく、事業者や市町村からの意見や批判に対しても、「懇談会の案」（道庁案とは決して言わない）を修正する姿勢は見せない。</li> <li>・ 道は道議会に宿泊税の素案を提示する前に、改善の余地がない「懇談会案」ではなく、改善の可能性を残した「道庁としてのたたき台」をもとに市町村や事業者などと議論を重ね、道庁としてパブリックコメントを募集したうえで道議会に示すべきではないか。</li> </ul>	<p>これまでの検討を進める中で、有識者懇談会でのご議論や市町村、事業者の皆様との意見交換などでお寄せいただいたご意見は、道としての考え方をとりまとめる上で大変貴重なものと考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>① 新税導入の背景についての項に関して</p> <p>P. 11 目的税の法的な意義に関して</p> <p>「観光振興を目的とする宿泊税を公平に負担する仕組み」内の「観光施策という「特定の政策目的」と負担との関係から逸脱しないよう、集団を特定する（＝宿泊を伴う旅行者）」という項があるが、商談や工事、施設修繕などの役務や通院などといった観光以外でも宿泊する客がいると思うので現在の旅館宿泊客から一律に徴収するという税の仕組みでは、そもそも「特定の政策目的」の対象者から逸脱した人からも税を徴収するのではないか。</p> <p>また、道の駅で車中泊などを行っている集団がいるが、それらは「観光客」なのに宿泊税徴収対象から外れているのではないか。</p>	<p>新税を充当する施策として、宿泊施設などの受入機能の強化・高度化や移動利便性の向上、危機対応力の強化といった観光目的以外の旅行者（宿泊者）の皆様にも受益のある取組を検討しております。</p> <p>車中泊などについては、課税対象の捕捉が困難であるため、旅館業法等の宿泊施設における宿泊行為を課税対象とすることとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>②新税による施策・使途の項に関して</p> <p>P. 13 2-2. 新税による具体的な施策イメージに関して</p> <p>⑥移動利便性の向上に関して、税を課税することになったら、住民も利用できる路線バスや普通電車などの公共交通の運行に対して運航費用等の支援が行われるのか。</p>	<p>新税を充当する施策は観光振興を目的とするものであり、観光は関連する産業が多く、地域経済に大きく寄与するものであるという前提のもと、施策を検討していく考えです。</p> <p>具体的な内容については、毎年度の予算編成の中で事業を構築してまいります。いただいたご意見を参考に旅行者（宿泊者）の受益となるような施策を検討してまいります。</p>	F
<p>観光振興を目的とした新税に関する懇談会</p> <p>P. 19 3-1. 税率について</p> <p>基本的には導入すべきではないと考える。</p> <p>導入するのであれば以下の通りと考える。</p> <p>上述のとおり観光目的以外で宿泊する人がいるのだから1万円以下は非課税とすべきである。</p> <p>また、高額宿泊施設利用者は、高所得者が多いと考えられ、税負担能力が高いと考えられることおよび、倶知安町で宿泊税額増加に寄与したことから定率制とすべきであると考える。</p> <p>参考：  <a href="https://www.hokkaido-np.co.jp/article/996143/">https://www.hokkaido-np.co.jp/article/996143/</a>  P23 3-2. 非課税事項について、スポーツ合宿に関しても、「観光」目的ではないことから、当然課税すべきではない。</p>	<p>宿泊施設の受入機能の強化、高度化や移動利便性の向上などの施策効果は、宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の受益があることから免税点は設けず、広くご負担をいただく考えです。</p> <p>定率制については、制度として負担感が等しいものの、事業者の皆様からは、税率算出に係る計算が煩雑であるという声が多かったことから、宿泊価格の上昇への対応や負担能力に応じた税率設定、徴収事務の負担軽減や納税者のわかりやすさといった観点も踏まえ、段階的定額制にて検討を行っております。</p> <p>また、非課税事項について、修学旅行等は、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D



<p>宿泊税には断固反対です。本来ホテルや旅館が得ることができた利益、そして利用されるお客様の財布から自治体が合法的に金銭を略奪するような仕組みは絶対に賛同できません。</p> <p>宿泊税がどうしても必要だと言うなら、既存の予算をやりくりすれば良いだけです。宿泊税を導入するのは止めましょう。</p>	<p>道では、これまで本道観光の推進に必要な取組が行ってきたと考えておりますが、コロナ禍以降、本道全域において、旅行者ニーズに応えるサービス供給力や地域構造の脆弱性が顕在化しており、それら課題への対応が必要となっております。</p> <p>そのような中、本道においては人口減少、少子高齢化が進み、道税収入の大幅な増加が期待できず、さらに義務的経費による支出は増加している状況であり、新税を導入することによって、観光振興のための安定的財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図る考えです。</p>	E
<p>①免税点の設定がなされていない</p> <p>域内のご利用頂くお客様や湯治が目的のお客様からクレームがでる。特にシーズンオフ等にご利用頂く場合や連泊でご利用頂く場合等。</p> <p>また、道央圏以外で小規模宿泊施設や6～7千円未満でご利用頂く施設では免税点の設定が特に必要と思います。</p>	<p>宿泊施設の受入機能の強化、高度化や移動利便性の向上などの施策効果は、宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の受益があることから免税点は設けず、広くご負担をいただく考えです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項における「導入後の見直しについて」と趣旨が同様であり、導入後の見直しも含めた検討の参考とさせていただきます。</p>	D
<p>②新税に対する制度設計がなされていない。</p> <p>修学旅行は課税対象としないとあるが、スポーツ団体等の合宿や大会参加の団体が課税対象ならクレームがでる。</p>	<p>このたびお示しした制度については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認めて課税免除とすることとしています。スポーツ大会・合宿は、その形態はさまざまであり、公的な挙証（証明）が困難であり、徴収事務の負担を軽減し、簡素な制度とする点から、課税免除の対象外とする考えです。</p> <p>また、検討中の新税は、旅館業法の許可等を受けた宿泊施設（旅館・ホテル、簡易宿所等）において行われる宿泊行為に課税するものであり、管理・運営主体に関わらず、課税の対象とさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて今後作成する道としての新税の考え方に反映させるもの
B	「懇談会議論のまとめ」と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	道としての新税の考え方をまとめるに当たり反映しないが、今後の参考とするもの
D	「懇談会議論のまとめ」の「7 懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項」における「導入後の見直しについて」と意見の趣旨が同様と考えられるもの
E	道としての新税の考え方に取り入れないもの
F	内容についての質問等

問い合わせ先

経済部観光局観光振興課（観光事業）

電話 011-206-6896